

旧岩崎邸庭園に関する保存活用計画書（庭園編）

東京都における文化財庭園の 保存活用計画（旧岩崎邸庭園）

令和7（2025）年3月

東京都建設局公園緑地部

例 言

1. 本計画書は、旧岩崎邸庭園に関する保存活用計画書（庭園編）である。東京都建設局公園緑地部が、文化庁文化資源活用課及び文化財第二課並びに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得て、令和3（2021）年から「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」において審議し、今般、策定するものである。

- ・「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」名簿
（専門委員）

氏名	職	分野
進士 五十八	東京農業大学名誉教授・元学長 福井県政策アドバイザー／福井県里山里海湖研究所 所長	学識経験者（造園学）
小野 良平	立教大学教授	学識経験者（風景計画学）
亀山 章	東京農工大学名誉教授	学識経験者（造園学）
河東 義之	小山高専名誉教授	学識経験者（近代建築史）
住吉 泰男	前公益財団法人東京都慰霊協会理事長	公園行政
谷川 章雄	早稲田大学名誉教授	学識経験者（考古学）
藤井 恵介	東京芸術大学客員教授 東京大学名誉教授	学識経験者（建築史）

（相談役）

氏名	職	分野
龍居 竹之介	一般社団法人日本庭園協会名誉会長	専門家（日本庭園）
樋渡 達也	武蔵野文化協会理事長	公園行政

（助言指導者）

氏名	職
平澤 毅	文化庁文化財第二課 名勝部門（主任文化財調査官）
五島 昌也 （令和6年3月まで）	文化庁文化資源活用課 整備活用部門（建造物）（主任文化財調査官）
井川 博文 （令和6年4月から）	文化庁文化資源活用課 整備活用部門（建造物）（文化財調査官）
原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課 課長代理 文化財担当職員
鈴木 徳子	東京都教育庁地域教育支援部管理課 課長代理 文化財担当職員

（事務局）

東京都建設局公園緑地部公園建設課
委託先：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
庭園担当：株式会社 愛植物設計事務所

2. 旧岩崎邸庭園は建造物が国の重要文化財（建造物）に指定されているため、文化庁の指針に基づき「重要文化財（建造物）旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）保存活用計画」

を別途策定している。本計画書については、それと並行して庭園の保存活用計画としての異なる視点で整理し、相互に齟齬のないように作成したものである。建造物の詳細情報や取り扱いについては建造物編を参照すること。

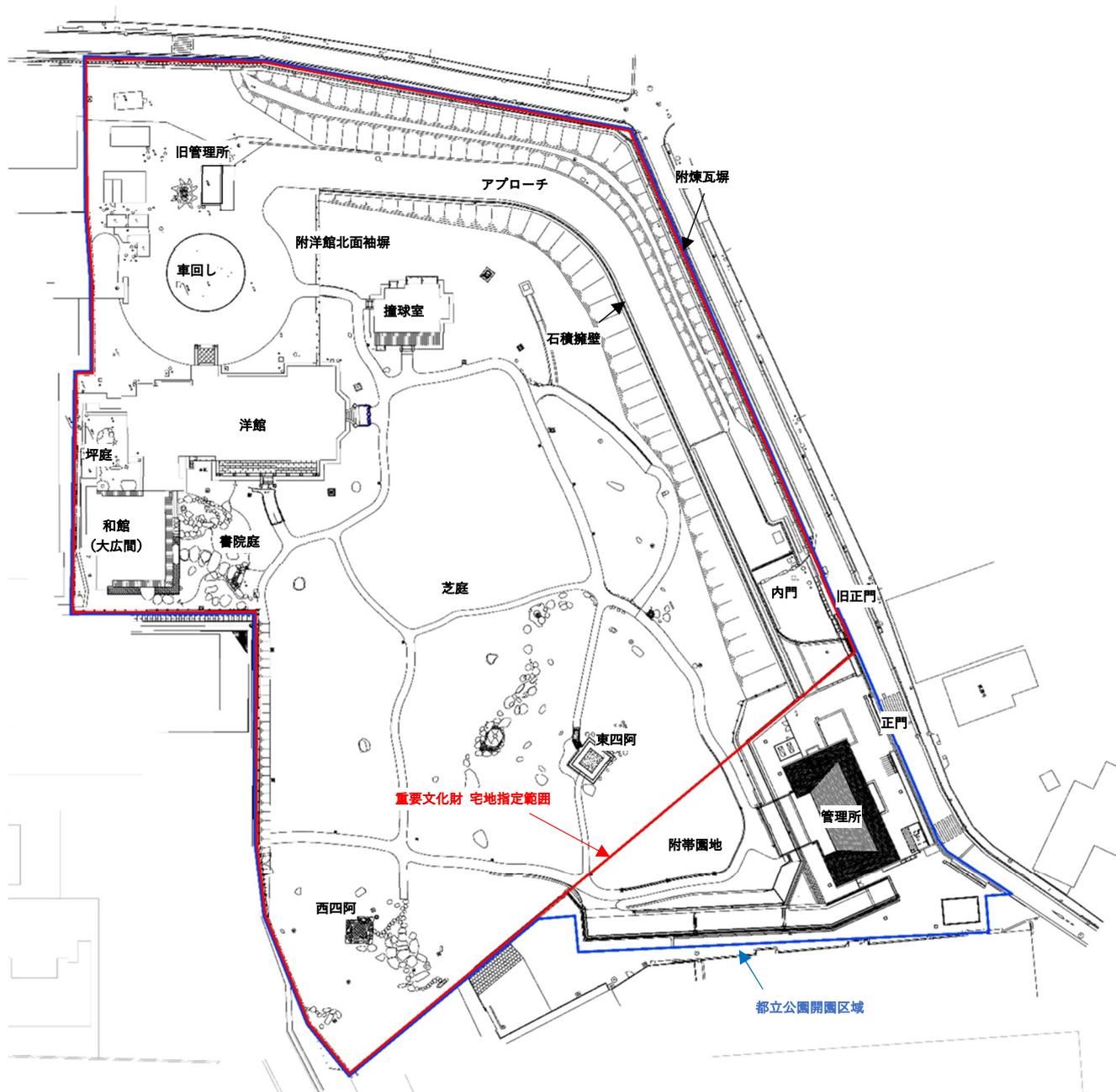
3. 本計画では重要文化財「旧岩崎家住宅」の宅地指定範囲（国所有地）と附帯園地（東京都所有地）を含む旧岩崎邸庭園の都市公園開園区域を計画区域とする。
4. 本文中の「復原」とは、痕跡や資料等の明確な根拠に基づき当初の状態に復することを意味し、主に建造物に関する記述で使用した。「復元」とは明確な物理的痕跡は残っていないが蓋然性が高い復旧を意味し、主に庭園に関する記述で使用した。
5. 計画区域内の建造物、庭園等の名称は以下に統一する。（配置図参照）

	名称	ふりがな	指定名称
建造物	洋館	ようかん	洋館
	撞球室	どうきゅうしつ	撞球室
	和館（大広間）	わかん（おおひろま）	大広間
	附洋館北面袖塀	つきたりようかんきためんそでべい	附洋館北面袖塀
	附煉瓦塀	つきたりれんがべい	附煉瓦塀
	旧管理所	きゅうかんりじょ	-
	管理所	かんりじょ	（宅地指定範囲外）
-	茅町本邸内実測図	かやちようほんていないじっそくず	附実測図
庭園（宅地）	アプローチ	あぷろーち	-
	車回し	くるままし	-
	芝庭	しばにわ	-
	書院庭	しょいんにわ	-
	坪庭	つばにわ	-
	附帯園地	ふたいえんち	（宅地指定範囲外）

和館（大広間）は、指定名称は「大広間」であるが、広大な和館のうち壊されずに保存された部分（部屋）の名称であり建物を指す名称では無いため、計画内では、「洋館」に対して「和館」または「和館（大広間）」と呼ぶこととした。

なお、旧岩崎邸庭園敷地内にある^{あざまや}四阿（跡）について、西側の四阿を「西四阿」、東側の四阿を「東四阿」と呼ぶこととした。敷地外であるが、かつて南側に存在した四阿を「南四阿」とした。

6. 本文中で「茅町本邸」は岩崎家時代（明治11（1878）年～昭和19（1944）年）の敷地を語る時に使用し、「旧岩崎邸」は久彌時代（明治18（1885）年～昭和19（1944）年）の敷地を語る時に使用した。
7. 本計画に掲載している全ての図版、写真等の無断転載を禁止する。



配置図（都立公園開園区域）

目 次

I	計画策定の目的	
	1. 計画策定の目的	1
	2. 計画の実施	1
	3. 計画の見直し	1
II	本園の歴史・本質的価値	
	1. 文化財指定の概要	2
	1-1 指定に至る経緯	2
	1-2 指定告示	2
	1-3 指定範囲	6
	2. 本園の変遷	7
	2-1 歴史的変遷	7
	2-2 周辺環境の変遷	45
	3. 本園の現況（施設の概要）	51
	3-1 現況及び施設配置	51
	3-2 主な視点場からの景観	53
	3-3 建造物の現況	57
	3-4 本園・本園周辺に現存する岩崎家に関連する施設	61
	3-5 園内から見える主な建築物	63
	3-6 本園及び周辺に関わる法規制等	64
	4. 本園の本質的価値	70
	4-1 本園の本質的価値	70
	4-2 本質的価値を構成する要素	72
III	本園におけるこれまでの取組	
	1. 保存における取組の現状	88
	1-1 遺構の保存	88
	1-2 植物の管理	90
	2. 活用における取組の現状	92
	2-1 都立庭園として開園後の利用の状況	92
	2-2 多様化するニーズへの対応	93
	3. 整備における取組の現状	97
IV	保存活用の理念と方針	
	1. 保存活用の理念	106
	2. 保存活用の課題	108
	3. 保存活用の方針	110
	3-1 ゾーンごとの課題と保存活用の方針	110
	3-2 「本質的価値を構成する要素」以外の要素の保存活用の方針	113

V 保存活用計画

1. 保存	114
1-1 本園全体の保存の方法	114
1-2 各ゾーンの保存の方法	116
1-3 保存・管理作業内容一覧	123
1-4 防災・防犯の管理方法	125
2. 活用・運営	127
2-1 本園全体の活用・運営の方法	127
2-2 各ゾーンの活用・運営の方法	130
3. 整備	134
3-1 本園全体の整備の方法	134
3-2 各ゾーンの整備の方法	136
3-3 整備事業計画	139

I 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

本計画は、今後の都立庭園全体の保存活用の方策を示した計画である「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」を受けて、旧岩崎邸庭園の保存活用計画として策定するものである。

本計画は、旧岩崎邸庭園（以下、本園という。）において、これまで保存や修復、復元等に取り組んできた成果を踏まえ、今後の保存、活用・運営、整備についての基本的な方針を示すことを目的として策定する。

2. 計画の実施

本計画は、令和7（2025）年3月より実施する。

3. 計画の見直し

本計画は、概ね10年を目途に、状況を踏まえて、改定していくものである。